

～農地の賃借料の情報をお知らせします～

平成21年12月15日に農地法が改正されました。この農地法の改正に伴い、今までの標準小作料制度が廃止されることから、その代替として賃借料情報（農地の賃借の実勢価格）を提供することになりました。

過去1年間（令和6年4月～令和7年3月）の町内での状況は次のとおりです。 農地を賃し借りされる場合の参考にしてください。

		(円/10a)
南 地 区 (2区・3区・4区・7区)	平均額	13,900
	最高額	14,000
	最低額	13,900
	データ数	86
中 央 地 区 (5区・6区・8区)	平均額	14,000
	最高額	14,000
	最低額	14,000
	データ数	27
北 地 区 (9区・10区・11区)	平均額	13,000
	最高額	13,000
	最低額	13,000
	データ数	2

※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※データ数は集計に用いた筆数であり、特殊な取引に係るデータは除いております。

※不明な点がございましたら、農業委員にご相談下さい。

妹背牛町農業委員会